○立山町特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程

平成30年12月５日

訓令第４号

立山町特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程の全部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

立山町特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程

立山町特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程（平成28年立山町訓令第１号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　管理体制（第３条―第11条）
第３章　教育研修（第12条―第15条）
第４章　職員の責務（第16条・第17条）
第５章　特定個人情報等の取扱い（第18条―第28条）
第６章　情報システムにおける安全の確保等（第29条―第44条）
第７章　情報システム室等の安全管理（第45条―第47条）
第８章　特定個人情報等の提供及び業務の委託等（第48条―第50条）
第９章　安全確保上の問題への対応（第51条・第52条）
第10章　監査及び点検の実施（第53条―第55条）
第11章　補則（第56条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、立山町の保有する特定個人情報について、その適切な管理に必要な事項を定めることにより、町の行政の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第２条、立山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年立山町条例第23号。以下「番号条

例」という。）第２条の定めるところによる。

（令５訓令５・旧第３条繰上・一部改正）

第２章　管理体制

（最高情報保護責任者）

第３条　町に、最高情報保護責任者を一人置くこととし、副町長をもって充てる。

２　最高情報保護責任者は、町における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（令５訓令５・旧第４条繰上）

（統括情報保護責任者）

第４条　町に、統括情報保護責任者を一人置くこととし、総務課長をもって充てる。

２　統括情報保護責任者は、実施機関における特定個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（令５訓令５・旧第５条繰上）

（情報保護責任者）

第５条　特定個人情報等を取り扱う各所属に、情報保護責任者を一人置くこととし、当該所属の長又はこれに代わる者をもって充てる。

２　情報保護責任者は、各所属における特定個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。

３　特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合、情報保護責任者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（令５訓令５・旧第６条繰上）

（情報保護担当者）

第６条　特定個人情報等を取り扱う各所属に、当該所属の情報保護責任者が指定する情報保護担当者を一人又は複数人置く。

２　情報保護担当者は、情報保護責任者を補佐し、各所属における特定個人情報等の管理に関する事務を担当する。

（令５訓令５・旧第７条繰上）

（システム責任者）

第７条　町にシステム責任者を置くこととし、企画政策課長をもって充てる。

２　システム責任者は、庁内ネットワーク及び情報システムにおける情報セキュリティの管理に関する事務を総括する任に当たる。

（令５訓令５・旧第８条繰上）

（監査責任者）

第８条　町に、監査責任者を一人置くこととし、総務課長をもって充てる。

２　監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

３　特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合の監査については、監査責任者は、企画政策課の協力を得て、その任に当たる。

（令５訓令５・旧第９条繰上）

（情報セキュリティ委員会）

第９条　最高情報保護責任者は、特定個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、最高情報保護責任者、統括情報保護責任者及び情報保護責任者で構成する情報セキュリティ委員会を開催する。

（令５訓令５・旧第10条繰上）

（事務取扱担当者）

第10条　情報保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定する。

２　情報保護責任者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

（令５訓令５・旧第11条繰上）

（組織体制）

第11条　情報保護責任者は、次に掲げる組織体制を整備する。

⑴　事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制

⑵　特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制

⑶　特定個人情報等を複数の所属で取り扱う場合の各所属の任務分担及び責任の明確化

⑷　特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（令５訓令５・旧第12条繰上）

第３章　教育研修

第12条　統括情報保護責任者は、事務取扱担当者（派遣労働者を含む）に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

（令５訓令５・旧第13条繰上・一部改正）

第13条　最高情報保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム（以下「情報システム」という。）の管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

（令５訓令５・旧第14条繰上）

第14条　最高情報保護責任者及び統括情報保護責任者は、情報保護責任者及び情報保護担当者に対し、各所属の現場における特定個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

（令５訓令５・旧第15条繰上）

第15条　情報保護責任者は、当該所属の事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、最高情報保護責任者及び統括情報保護責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第16条繰上）

第４章　職員の責務

第16条　職員は、番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに最高情報保護責任者、統括情報保護責任者、情報保護責任者及び情報保護担当者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

（令５訓令５・旧第17条繰上・一部改正）

第17条　職員は、特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに情報保護責任者に報告しなければならない。

（令５訓令５・旧第18条繰上）

第５章　特定個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第18条　情報保護責任者は、特定個人情報等にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、必要最小限の範囲に限る。

２　アクセス権限を有しない職員は、特定個人情報等にアクセスしてはならない。

３　職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報等にアクセスしてはならない。

（令５訓令５・旧第19条繰上）

（複製等の制限）

第19条　職員が業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、情報保護責任者は、次に掲げる行為については、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、情報保護責任者の指示に従い行う。

⑴　特定個人情報等の複製

⑵　特定個人情報等の送信

⑶　特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

⑷　その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（令５訓令５・旧第20条繰上）

（誤りの訂正等）

第20条　事務取扱担当者は、特定個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、情報保護責任者の指示に従い、訂正等を行う。

（令５訓令５・旧第21条繰上）

（媒体の管理等）

第21条　事務取扱担当者は、情報保護責任者の指示に従い、特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

（令５訓令５・旧第22条繰上）

（廃棄等）

第22条　事務取扱担当者は、特定個人情報等又は特定個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、情報保護責任者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

（令５訓令５・旧第23条繰上）

（特定個人情報等の取扱状況の記録）

第23条　情報保護責任者は、特定個人情報ファイル（紙媒体を含む。以下同じ。）の取扱状況を確認する手段（台帳等）を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について、次に掲げる項目を含めて記録する。ただし、当該記録には特定個人情報等は記載しない。

⑴　特定個人情報ファイルの名称

⑵　特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる所属の名称

⑶　特定個人情報ファイルの利用目的

⑷　特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲

⑸　特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法

（令５訓令５・旧第24条繰上）

（個人番号の利用制限）

第24条　情報保護責任者は、個人番号の利用を、番号法又は番号条例があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

（令５訓令５・旧第25条繰上）

（特定個人情報等の提供の求めの制限）

第25条　職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法又は番号条例で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（令５訓令５・旧第26条繰上）

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第26条　職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法又は番号条例で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（令５訓令５・旧第27条繰上）

（特定個人情報等の収集・保管の制限）

第27条　職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

（令５訓令５・旧第28条繰上）

（取扱区域）

第28条　情報保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第29条繰上）

第６章　情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第29条　システム責任者は、特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第41条を除く。）において同じ。）について、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

２　システム責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その必要に応じ若しくは随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第30条繰上・一部改正）

（アクセス記録）

第30条　システム責任者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

２　システム責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第31条繰上）

（アクセス状況の監視）

第31条　システム責任者は、特定個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、特定個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第32条繰上）

（管理者権限の設定）

第32条　情報保護責任者は、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を

最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第33条繰上）

（外部からの不正アクセスの防止）

第33条　システム責任者は、情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第34条繰上）

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第34条　情報保護責任者は、不正プログラムによる特定個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

（令５訓令５・旧第35条繰上）

（情報システムにおける特定個人情報等の処理）

第35条　職員は、特定個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。

２　情報保護責任者は、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

（令５訓令５・旧第36条繰上）

（暗号化）

第36条　情報保護責任者は、特定個人情報等について、暗号化のために必要な措置を講ずる。

２　事務取扱担当者は、前項の措置を踏まえ、その処理する特定個人情報等について、適切に暗号化（適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。）を行う。

（令５訓令５・旧第37条繰上）

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第37条　情報保護責任者は、特定個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第38条繰上）

（端末の限定）

第38条　情報保護責任者は、特定個人情報等の処理を行う端末（以下「端末」という。）を限定するために必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第39条繰上）

（端末の盗難防止等）

第39条　情報保護責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

２　職員は、情報保護責任者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（令５訓令５・旧第40条繰上）

（第三者の閲覧防止）

第40条　職員は、端末の使用に当たっては、特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システム等からログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第41条繰上）

（入力情報の照合等）

第41条　職員は、入力原票と入力内容との照合、処理前後の特定個人情報等の内容の確認、既存の特定個人情報等との照合等を行う。

（令５訓令５・旧第42条繰上）

（バックアップ）

第42条　情報保護責任者は、特定個人情報等についてバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第43条繰上）

（情報システム設計書等の管理）

第43条　情報保護責任者は、情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第44条繰上）

第44条　この章に掲げる事項については、情報保護責任者及び職員は、必要な範囲内で企画政策課の協力を得ることができる。

（令５訓令５・旧第45条繰上）

第７章　情報システム室等の安全管理

（入退管理）

第45条　情報保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。

２　特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、前項同様の措置を講ずる。

３　情報保護責任者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

４　情報保護責任者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その必要に応じ若しくは随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第46条繰上）

（情報システム室等の管理）

第46条　情報保護責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

２　情報保護責任者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第47条繰上）

第47条　この章に掲げる事項については、情報保護責任者は、必要な範囲内で企画政策課の協力を得ることができる。

（令５訓令５・旧第48条繰上）

第８章　特定個人情報等の提供及び業務の委託等

（特定個人情報等の提供）

第48条　情報保護責任者は、番号法又は番号条例で限定的に明記された場合を

除き、特定個人情報を提供してはならない。

（令５訓令５・旧第49条繰上）

（業務の委託等）

第49条　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき町が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

２　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、特定個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。

３　委託契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、特定個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

⑴　特定個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

⑵　再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

⑶　特定個人情報等の複製等の制限に関する事項

⑷　特定個人情報の安全管理措置に関する事項

⑸　特定個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

⑹　委託終了時における特定個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

⑺　違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

⑻　契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された特定個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

４　個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において、町が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

５　特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する特定個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

６　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先における特定個人情報等の管理の状況について、年１回以上の定期的検査等により確認する。

７　個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

８　個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託先に第２項の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は委託元自らが第５項の措置を実施する。

９　特定個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も前項と同様とする。

（令５訓令５・旧第50条繰上・一部改正）

第50条　特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

（令５訓令５・旧第51条繰上・一部改正）

第９章　安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第51条　特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該特定個人情報等を管理する情報保護責任者に報告する。

２　職員は、当該事案の発生（事案発生のおそれを含む。）を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず情報保護責任者に報告する。

３　情報保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

４　情報保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、統括情報保護責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに最高情報保護責任者に当該事案の内容等について報告する。

５　最高情報保護責任者及び統括情報保護責任者は、前項の規定に基づく報告

を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を町長に速やかに報告する。

６　情報保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第52条繰上）

（公表等）

第52条　事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。

２　公表を行う事案については、最高情報保護責任者が当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会等に報告する。

（令５訓令５・旧第53条繰上）

第10章　監査及び点検の実施

（監査）

第53条　監査責任者は、特定個人情報等の適切な管理を検証するため、第２章から前章までに規定する措置の状況を含む町における特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を最高情報保護責任者に報告する。

（令５訓令５・旧第54条繰上・一部改正）

（点検）

第54条　情報保護責任者は、各所属における特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を最高情報保護責任者及び統括情報保護責任者に報告する。

（令５訓令５・旧第55条繰上）

（評価及び見直し）

第55条　最高情報保護責任者、統括情報保護責任者及び情報保護責任者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から特定個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

（令５訓令５・旧第56条繰上）

第11章　補則

第56条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他について必要な事項は、町長が別に定める。

（令５訓令５・旧第57条繰上）

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（令和５年訓令第５号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。